

揭示期間 10.10 - 10.19

新潟市北区文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 57 号

新潟市北区文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市北区文化会館条例（平成 21 年新潟市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

（単位 円）

区分	ホール	練習室	練習室	練習室	練習室	会議室	保育室	
		1	2	3	4			
平日	午前	13,780	1,950	780	390	650	650	390
	午後	25,610	3,640	1,560	780	1,300	1,300	780
	夜間	36,270	5,200	2,080	1,040	1,820	1,820	1,040
	全日	70,720	10,140	4,030	2,080	3,380	3,380	2,080
土曜	午前	21,970	3,120	1,300	650	1,040	1,040	650
日及 び休 日	午後	34,840	4,940	2,080	1,040	1,690	1,690	1,040
	夜間	46,280	6,630	2,730	1,430	2,210	2,210	1,430
	全日	94,250	13,390	5,460	2,730	4,550	4,550	2,730

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市北区文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市北区文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。